

核物理研究センター研究室員内規

第1条 核物理研究センター（以下「センター」という。）に若干名の研究室員を採用する。研究室員は、原則として博士課程に3年以上在学した者で、かつ、常勤的な職についていない者とする。ただし、採用期間中は、博士課程に在学することはできない。

第2条 研究室員は、センターにおいて研究に従事するものとする。

第3条 研究室員の任期は1年とし、身分は非常勤職員とする。

第4条 採用については、運営委員会で委嘱された複数の教員で選考の上、候補者を決定しセンター長に推薦する。

第5条 本内規の運用につき必要な事項は、センター運営委員会において協議して定める。

附 則

この内規は、昭和57年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。